平成２２年（フ）第９７３号
熊本市九品寺１丁目11番29号　トーカンキャステール九品寺802号
債務者　濵　　賢治
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０１４号
熊本市長嶺東８丁目13番１―707号
債務者　安藤　明子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１５号
青森県八戸市大字石手洗字駒ヶ沢５番地２
債務者　小野　憲司
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地12―402
債務者　森　光次郎
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２５号
奈良市奈良阪町2333番地
債務者　原　　忠則（旧姓安川）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６６８号
奈良県生駒市谷田町1286番地１
債務者　竹中　直二
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１５号
奈良県桜井市大字粟殿599番地の１
債務者　吉田　眞朱
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９７１号
北九州市小倉南区大字春吉566番地10
債務者　丸山真由美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５８号
北九州市八幡西区御開１丁目５番23号
債務者　松永　茂樹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５９号
北九州市八幡西区御開１丁目５番23号
債務者　松永　眞理
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７４号
北九州市小倉南区西貫２丁目２番９号
債務者　杉本　　学
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８９号
北九州市小倉南区葛原東２丁目６番３号
債務者　牛島　寛治
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９０号
北九州市小倉南区葛原東２丁目６番３号
債務者　牛島カツヱ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４８０号
佐賀県小城市三日月町久米1464番地５、住民票上の住所佐賀県小城市芦刈町下古賀279番地２
債務者　横田　常則
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
佐賀県佐賀市新郷本町18番21号
債務者　満武　祐樹
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
佐賀県神埼市千代田町下西767番地
債務者　花島みき子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
佐賀県佐賀市天祐１丁目３番33号
債務者　中町　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
佐賀県鳥栖市宿町1398番地３　サンパーク鳥栖403
債務者　西矢　博絵
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係